

第十二章 再審査

1.再審査請求及び法定期間.....	2
2.再審査の請求人.....	2
3.再審査請求書類.....	2

第十二章 再審査

特許、意匠出願が実体審査を経て、初審の査定に対して不服がある場合は、まず再審査を請求する必要があるが、再審査の査定に対して不服がある場合、始めて訴願を提起することができる。ただし、申請手続きの不適法又は出願人不適格により不受理又は却下された場合、法により直接、訴願、行政訴訟の手続きを提起することができる。

実用新案は方式審査を採用しており、特許、意匠の実体審査とは違い、実用新案を付与しない処分に対して不服がある場合は、訴願手続きに従わなければならない。並びに再審査手続きの適用はない。

1.再審査請求及び法定期間

再審査請求は、拒絶査定書の送達後 2 ヶ月以内に、申請書及び理由書を備えて申請を提出しなければならない。この期間は法定不変期間に属し、拒絶査定書が送達された翌日から、2 ヶ月が過ぎて始めて再審査請求をする場合、元の査定が既に確定されていることから、再審査請求は不受理としなければならない。

専利出願人が拒絶査定に対して、再審査請求の期間内に再審査手続きによらずに不服を表示した場合、当事者の真意を探求しなければならない。再審査請求の意思が確かであれば、再審査手続きにより処理しなければならない。

2.再審査の請求人

再審査の請求人は専利出願の出願人でなければならない。特許が第三者により実体審査請求された場合、初審の拒絶査定後、専利出願人のみに限り再審査を請求することができる。

3.再審査請求書類

再審査請求に備えるべき書類には再審査申請書及び理由書が含まれる。出願人が書簡でのみ再審査を請求した場合、出願人に 4 ヶ月以内に申請書及び理由書の補正を通知し、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が過ぎる前に、延長申請の理由を記載し、原則上 2 ヶ月の猶予期間内の補正を許可し、期限が過ぎても補正できなかった場合は、再審査請求は不受理としなければならない。ただし、当該不受理処分の送達前に合法的に補正された場合は、依然として受理しなければならない。